

学術情報流通改革検討特別委員会設置要項

平成21年6月19日
平成23年6月16日改正
国立大学図書館協会
第58回総会

1. 目的

学術雑誌・電子ジャーナル等の学術情報の円滑、安定的な収集、提供、保存を図るため、学術雑誌・電子ジャーナル等の新たな契約モデルの検討構築及び学術情報流通の改革等についての調査研究を行う。

2. 事業内容

- (1) 新たな学術雑誌・電子ジャーナル等の契約モデルの検討
- (2) オープンアクセス等の学術情報流通の改革に関する調査研究

3. 構成

- (1) 委員長は、会長をもって充てる。
- (2) 委員については、別に定める。
- (3) 委員会に、具体的な事業を遂行するため小委員会等を置くことができる。
小委員会等の組織及び任務については、別に定める。

4. 期間

特別委員会は、第59回総会まで設置する。ただし、その時点で理事会においてそれまでの活動状況を評価し、その後の対応すべき課題を明確にした上で、総会の審議を経て、1年単位で延長することができる。